

平成29年 富岡地域医療事務組合の人事行政の運営等の状況について

地方公務員法第58条の2第3項及び富岡地域医療事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づき、人事行政の運営等の状況について次のように公表します。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の入退職及び職員数の状況

区分	H28. 4. 1職員数	期間内退職者	期間内入職者	H29. 4. 1職員数
		H28. 4. 2～H29. 4. 1	H28. 4. 2～H29. 4. 1	
医師	71人	13人	11人	69人
看護職	401人	14人	22人	409人
医療技術職	158人	2人	3人	159人
事務職	61人	5人	4人	60人
労務職	14人	0人	0人	14人
所属計	705人	34人	40人	711人

※職員数は正職員数であり、派遣職員及び休職者を含み、再任用及び非常勤職員は含みません。

※看護職は、助産師、保健師、看護師、准看護師の合計です。

※医療技術職は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、視能訓練士、臨床心理士の合計です。

(2) 再任用の状況（平成29年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
再任用職員数	0人	0人	1人	3人	0人	4人

※再任用とは、地方公務員法の規定に基づいて、当組合を定年退職した職員を、以前の勤務実績に基づいて1年を超えない期間を定めて再び当組合に採用できるという制度です。

勤務形態は、週15時間30分～31時間の短時間勤務を採用しています。

(3) 年齢別職員構成（平成29年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	合計
～25歳	0人	54人	20人	2人	0人	76人
26～30歳	8人	65人	33人	6人	1人	113人
31～35歳	6人	70人	39人	5人	1人	121人
36～40歳	6人	78人	26人	17人	4人	131人
41～45歳	15人	63人	22人	14人	0人	114人
46～50歳	8人	40人	11人	8人	1人	68人
51～55歳	10人	24人	2人	2人	4人	42人
56～60歳	12人	15人	6人	6人	3人	42人
61歳～	4人	0人	0人	0人	0人	4人
職種計	69人	409人	159人	60人	14人	711人

2. 職員の人事考課の状況

職員の人事考課制度につきましては平成28年度から導入しました。

職員の能力や実績を適正に考課することで、人材育成に活用することを目的としています。

3. 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況

ア 決算（平成28年度）

事業区分	総費用 (A)	職員給与費 (B)	職員給与比率 (B/A)
病院事業	千円 11,184,809	千円 6,359,641	% 56.9
在宅医療支援事業	千円 93,812	千円 82,246	% 87.7

イ 予算（平成29年度給与費）

事業区分	給料	職員手当	その他(引当金等)	合計
病院事業	千円 2,587,418	千円 1,747,128	千円 2,182,431	千円 6,516,977
在宅医療支援事業	千円 38,732	千円 15,282	千円 29,271	千円 83,285

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成29年4月1日時点）

区分	医師	看護職	医療技術職	事務職	労務職	全体
平均給料月額(円)	503,752円	286,267円	277,254円	315,591円	314,314円	308,384円
平均給与月額(円)	1,101,714円	364,067円	344,060円	362,208円	344,347円	430,634円
平均年齢(歳)	45.6歳	36.9歳	35.2歳	41.2歳	45.9歳	37.9歳

※平均給与月額は、給料月額に手当として支給される分を加えたものの平均額です。

(3) 職員の初任給の状況（平成29年4月1日時点）

区分	初任給号給	月額	国
医師	1級32号給	347,400円	329,900円
助産師 保健師 看護師	大卒	2級17号給	216,400円
	短大3卒	2級13号給	210,800円
	短大2卒	2級9号給	205,200円
准看護師	准看護師養成所卒	1級9号給	171,700円
薬剤師 医療技術職	大学6卒	2級15号給	206,800円
	大卒	2級5号給	190,700円
	短大3卒	1級21号給	180,700円
事務労務職	大卒	1級25号給	178,200円
	短大卒	1級15号給	158,800円
	高卒	1級5号給	146,100円

(4) 級別職員数（平成29年4月1日時点）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
医師	職員数	10人	11人	39人	9人					69人
	構成比	14.5%	15.9%	56.5%	13.0%					100.0%
看護職	職員数	1人	138人	208人	54人	6人	2人			409人
	構成比	0.2%	33.7%	50.9%	13.2%	1.5%	0.5%			100.0%
医療技術職	職員数	2人	37人	66人	35人	9人	7人	3人		159人
	構成比	1.3%	23.3%	41.5%	22.0%	5.7%	4.4%	1.9%		100.0%
事務職	職員数	2人	6人	29人	17人	1人	2人	2人	1人	60人
	構成比	3.3%	10.0%	48.3%	28.3%	1.7%	3.3%	3.3%	1.7%	100.0%
労務職	職員数	1人	1人	8人	3人	1人				14人
	構成比	7.1%	7.1%	57.1%	21.4%	7.1%				100.0%

(5) 主な職員手当の状況（平成29年4月1日時点）

ア 期末勤勉手当

	6月期	12月期	合計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.600月分
勤勉手当	0.850月分	0.850月分	1.700月分
合計	2.075月分	2.225月分	4.300月分

※職務上の段階、職務の等級による加算措置 有

イ その他の手当

手当名称	支給職員割合	内容
管理職手当	22.2%	管理又は監督の地位にある職員に支給する。
初任給調整手当	9.7%	医療職給料表（一）の適用を受ける職員に支給する。
扶養手当	32.9%	扶養親族のある職員に支給する。 配偶者13,000円、その他6,500円
住居手当	23.0%	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給する。
通勤手当	83.2%	通勤距離に応じて支給する。 自動車等の場合 2,000～31,600円
特殊勤務手当	82.7%	研究手当、職務手当、管理職員特別勤務手当、放射線取扱手当、衛生検査物取扱手当、夜間看護手当、危険作業手当、感染症病棟勤務手当、救急勤務手当、臨床研修指導医手当、実習指導手当、公衆衛生活動手当
時間外勤務手当	54.8%	正規の勤務時間以外に勤務することを命ぜられた職員に支給する。
夜間勤務手当	42.1%	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給する。
宿日直手当	25.0%	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給する。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

始業時間	終業時間	休憩時間	1日の勤務時間	週の勤務時間	週休日
8時30分	17時15分	12時～13時	7時間45分	38時間45分	土曜・日曜

※勤務場所によって夜勤等交代制勤務があります。

(2) 休暇の種類

休暇の種類	内容
年次有給休暇	職員の心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とする休暇で、日数は暦年によって1年を通じて20日間、1日又は1時間を単位としています。
病気休暇	負傷又は疾病のために現実に労働力の提供ができず、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、医師の証明書等に基づいて必要と認められる期間、その治療に専念させることを目的とする休暇です。
特別休暇	公民権の講師、証人等としての裁判所等出頭、骨髓液提供、災害ボランティア、結婚、出産、親族の死亡、子の看護その他特別の事由により職員が勤務しないことが相当であると認められる場合に勤務義務を免除される休暇です。
介護休暇	職員が病気や老齢により日常生活を営むのに支障がある配偶者、父母又は子等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇です。

5 職員の休業に関する状況（平成28年度）

区分	育児		修学		合計
	育児休業	育児部分休業	修学休職	修学部分休業	
医師	0人	1人	0人	0人	1人
看護職	34人	23人	1人	0人	58人
医療技術職	14人	17人	0人	0人	31人
事務職	4人	0人	0人	0人	4人
労務職	1人	0人	0人	0人	1人
合計	53人	41人	1人	0人	95人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成28年度）

免職	休職	降任	降給	合計
0人	3人	0人	0人	3人

※分限処分とは、職員がその職務を十分に果たせないことなどを理由に、その職員の意志に反して身分上の不利益な処分を行うことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況（平成28年度）

免職	停職	減給	戒告	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職員が職務上の義務違反や公務員としてふさわしくない非行を行った場合に科せられる制裁としての処分です。

7 職員の服務の状況

(1) 服務規律の概要

職員は、地方公務員法の規定に基づき、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされています。具体的には、「法令及び上司の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為の禁止」「営利企業等の従事制限」があります。

(2) 営利企業等従事許可の状況

平成28年度許可件数 219 件

※主なものは医師や看護師等の専門職員が、その知識を活かして学校等の講師等に従事する場合でした。

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況（平成28年度）

内容	人数	摘要
人間ドック等の受診	273人	
その他	11人	研修参加等
合計	284人	

8 職員の退職管理の状況

課長級以上の職員の再就職に関する規制が平成28年度より開始になりました。

9 職員の研修の状況

(1) 院内研修

研修名	受講者数	備考
階層別研修（係長研修）	14人	係長対象
階層別研修（中級職員研修）	46人	入職3年～主任までを対象
階層別研修（初級職員研修）	22人	入職1・2年目を対象
医療安全研修会	844人	年2回実施
診療報酬研修会	311人	年2回実施
院内感染対策研修会	1,105人	年2回実施
接遇研修会	131人	
合計	2,473人	

※上記の他にも職種別の研修を多数実施しています。

(2) 院外研修

学会・研修会の参加状況 延べ 1,075 人参加

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

区分	人数	摘要
定期健康診断受診者	389人	採用時健診34人は含まず
人間ドック受診者	297人	生活習慣病予防健診23人は含まず

(2) 衛生に関する事項

病院ごとに衛生管理者と産業医を選任し、衛生委員会を設置しています。
職員の心身両面における健康障害の防止に努めています。

(3) 公務災害認定状況

職員が公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ、「地方公務員災害補償法」が適用されます。

平成28年度認定件数 11 件

(4) 職員厚生

ア 職員共済会

職員の相互共済及び福利厚生制度の適切な運営を図り、公務能率の向上を目的として富岡地域医療事務組合職員共済会を設置しています。

イ 共済組合制度

地方公務員の共済組合制度は、社会保障制度の一環として、相互共済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられています。

本組合の共済組合制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用・実施しています。

11 勤務条件に関する措置の要求の状況

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置が取られるよう要求することができます。

平成28年度においては、職員からの要求はありませんでした。

12 不利益処分に関する審査請求の状況

職員は、その意に反して不利益な処分を受けた場合には、公平委員会に対して、地方公務員法の規定に基づく審査請求をすることができます。

平成28年度においては、職員からの請求はありませんでした。